

医療法人 緑風会 行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

目標2：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

対策1：諸法令に基づく産休・育休の制度を全体的に周知。また、対象者の名簿を作成し、個別に説明をしていく。

対策2：子どもの出産に立ち会うために年次有給休暇を取得する職員には、時季変更権を行使しないよう各職場の所属長がシフト調整を行う。